

## 議案第54号

取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

取手市監査委員条例（昭和39年条例第17号）及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月29日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

地方自治法が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものです。

取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(取手市監査委員条例の一部改正)

第1条 取手市監査委員条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 監査委員は、<u>法第243条の2の8第8項後段</u>の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 監査委員は、<u>法第243条の2の2第8項後段</u>の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>

(取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員(<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員(<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に</p>

責に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(法第243条の2の7第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2の7第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

関し、必要な事項を定めるものとする。  
(法第243条の2第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 55 号

取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

ゆめみ野駅前の自転車駐車場を令和 6 年 4 月 1 日から市営の無料自転車駐車場として位置付けるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）			
別表第1(第2条関係)			
区分	名称	位置	収容車種
有料自転車駐車場	(略)	(略)	(略)
無料自転車駐車場	取手市新町仮設自転車駐車場の項から取手市新取手駅自転車駐車場の項まで	(略)	(略)
	取手市戸頭駅自転車駐車場の項から取手市藤代駅南口自転車駐車場の項まで	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）			
別表第1(第2条関係)			
区分	名称	位置	収容車種
有料自転車駐車場	(略)	(略)	(略)
無料自転車駐車場	取手市新町仮設自転車駐車場の項から取手市新取手駅自転車駐車場の項まで	(略)	(略)
	<u>取手市ゆめみ野駅自転車駐車場</u>	<u>取手市ゆめみ野一丁目103番地</u>	<u>自転車 原動機付自転車</u>
	取手市戸頭駅自転車駐車場の項から取手市藤代駅南口自転車駐車場の項まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第56号

### 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月29日提出

取手市長 中村 修

#### 提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当の見直し等所要の措置を講ずるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部改正による新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称変更等に伴う所要の整理を行うため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)</p> <p>第12条の8 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8</u>に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本市の区域に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 第12条の6第2項及び第3項の規定は、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>について準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任</p>	<p>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</p> <p>第12条の8 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条</u>に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本市の区域に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 第12条の6第2項及び第3項の規定は、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>について準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任</p>

命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の47.5を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

別表第2及び別表第3を次のように改める。



## 別表第2（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	

36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	

78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				

	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	365,500
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	368,100
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	370,500
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	372,900
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	374,800
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	377,300
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	379,600
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	382,100
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	384,500
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	387,100
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	389,700
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	392,300
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	394,600
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	396,900
15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	399,100	

16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	401,400
17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	403,200
18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	405,100
19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	407,000
20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	408,800
21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	410,600
22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	412,400
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	414,200
24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	416,000
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	417,600
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	419,100
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	420,600
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	422,100
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	423,600
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	424,900
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	426,200
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	427,400
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	428,600
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	429,900
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	431,200
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	432,400
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	433,600
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	434,400
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	435,200
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	436,000
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	436,600
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	437,300
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	438,000
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	438,700
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	439,500
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	440,300
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	440,700
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	441,400
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	441,900
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	442,300
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	442,700
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	443,100
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	443,500
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	443,900
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	444,300
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	444,600
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	444,900

58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	445,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	445,600
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	445,900
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	446,200
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			

100	309,400	333,400	359,600	388,300
101	310,500	334,800	360,700	388,700
102	311,500	335,700	361,800	389,200
103	312,500	336,700	362,900	389,800
104	313,500	337,800	364,000	390,300
105	314,300	338,900	365,200	390,600
106	314,900	340,000	365,700	391,000
107	315,500	341,000	366,300	391,500
108	316,100	342,000	366,900	391,800
109	316,600	343,200	367,500	392,100
110	317,100	344,200	368,000	392,600
111	317,500	345,200	368,500	393,100
112	318,000	346,100	369,000	393,600
113	318,800	347,000	369,400	393,900
114	319,500	347,900	369,800	394,400
115	320,200	348,900	370,400	394,900
116	320,800	349,900	370,900	395,400
117	321,400	350,900	371,300	395,700
118	322,200	351,300	371,800	396,200
119	322,900	351,900	372,400	396,700
120	323,700	352,500	372,900	397,200
121	324,300	352,800	373,100	397,600
122	324,600	353,200	373,600	398,100
123	325,100	353,700	374,100	398,500
124	325,600	354,100	374,500	399,000
125	325,900	354,500	375,000	399,400
126		354,900	375,500	
127		355,400	376,000	
128		355,800	376,500	
129		356,200	376,800	
130		356,600	377,300	
131		357,000	377,800	
132		357,400	378,300	
133		357,600	378,600	
134		358,100	379,100	
135		358,500	379,500	
136		358,800	379,900	
137		359,100	380,200	
138		359,500	380,700	
139		360,000	381,200	
140		360,500	381,700	
141		360,800	382,000	

	142		361,300					
	143		361,800					
	144		362,300					
	145		362,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p>



<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 48.75</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで (略)</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 47.5、12 月に支給する場合には 100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで (略)</p>
--	--

(取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を</p>

準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」と</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とし</u>、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮</p>

あるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>380,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>427,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>477,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>539,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>615,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>718,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>839,000 円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「10</u></p>	号給	給料月額	1	<u>380,000 円</u>	2	<u>427,000 円</u>	3	<u>477,000 円</u>	4	<u>539,000 円</u>	5	<u>615,000 円</u>	6	<u>718,000 円</u>	7	<u>839,000 円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>376,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>422,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>472,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>533,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>608,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>710,000 円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>830,000 円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p>	号給	給料月額	1	<u>376,000 円</u>	2	<u>422,000 円</u>	3	<u>472,000 円</u>	4	<u>533,000 円</u>	5	<u>608,000 円</u>	6	<u>710,000 円</u>	7	<u>830,000 円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>380,000 円</u>																																
2	<u>427,000 円</u>																																
3	<u>477,000 円</u>																																
4	<u>539,000 円</u>																																
5	<u>615,000 円</u>																																
6	<u>718,000 円</u>																																
7	<u>839,000 円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>376,000 円</u>																																
2	<u>422,000 円</u>																																
3	<u>472,000 円</u>																																
4	<u>533,000 円</u>																																
5	<u>608,000 円</u>																																
6	<u>710,000 円</u>																																
7	<u>830,000 円</u>																																

0 分の 125」とあるのは「100 分の 175」とする。

第 6 条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と、「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 7 条 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(<u>期末手当の支給率改定の特例</u>)</p> <p>4 <u>第 13 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により給与条例第 20 条第 2 項の規定を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乗じる率(以下この項において「支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p>

は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。

#### 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(取手市職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「給与条例」という。)第12条の8の改正規定を除く。)による改正後の給与条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 議案第 57 号

### 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和 37 年条例第 69 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

火災予防に関する総務省令（対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令）が改正され，蓄電池設備等に係る基準及び固体燃料を用いた火気設備の離隔距離に関して見直しがされることに伴い，本市においても同様の措置を講ずるため，本条例の一部を改正するものです。

## 取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3から(10)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の浸入防止の措</u></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3から(10)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずるこ</u></p>

置を講ずること。

(5)から(19)まで (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

と。

(5)から(19)まで (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。



(1)から(12)まで (略)	(1)から(12)まで (略)
(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)	(13) 蓄電池設備
(14)及び(15) (略)	(14)及び(15) (略)
2 及び 3 (略)	2 及び 3 (略)

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
				炭火焼き器	—	80	30	—	30		
	上記に分類されないもの				使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300		200
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200		100
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100		50

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の取手市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（付則第4項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

## 議案第 58 号

### 市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
	終点 (番地先)			最小 (m)
1-1273 号線	野々井字中峠 1052 番 6	43.76		7.00
	野々井字中峠 1052 番 1			6.00

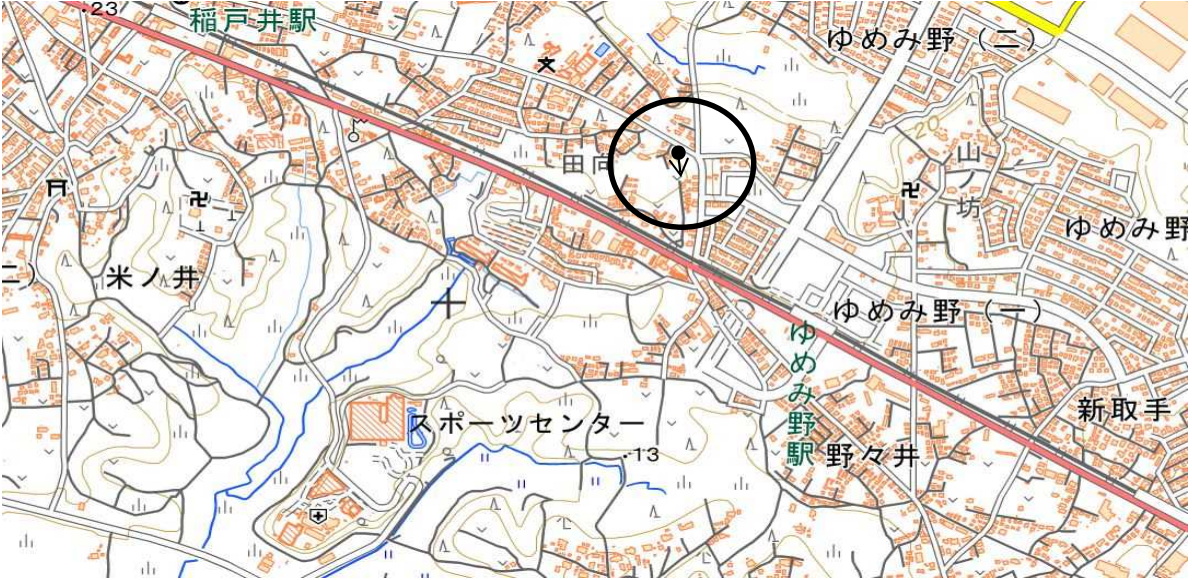
令和 5 年 11 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

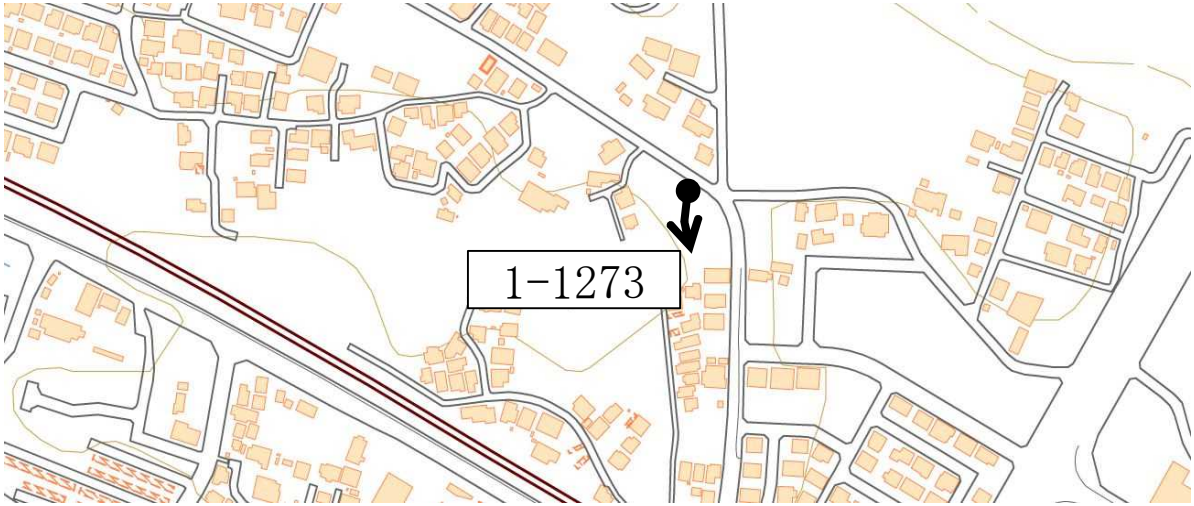
開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

# 位置図



出典：国土地理院

# 認定図



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-1273	43.76m	6.00m～7.00m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第59号

令和5年度取手市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度取手市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ920,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,964,468千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,305,429	920,322	8,225,751
	2 国庫補助金	1,756,205	920,322	2,676,527
21 諸収入		787,980	12	787,992
	6 雑入	617,770	12	617,782
歳入合計		45,044,134	920,334	45,964,468

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,070,482	920,334	17,990,816
	1 社会福祉費	7,954,713	920,334	8,875,047
歳出合計		45,044,134	920,334	45,964,468



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,305,429	920,322	8,225,751
21 諸収入	787,980	12	787,992
歳入合計	45,044,134	920,334	45,964,468

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	17,070,482	920,334	17,990,816	920,322		12	
歳出合計	45,044,134	920,334	45,964,468	920,322		12	

2 歳 入  
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	719,105	920,322	1,639,427	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	920,322	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠分） 920,322
計	1,756,205	920,322	2,676,527			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	194,047	12	194,059	5 民 生 費 雑 入	12	・雇用保険料本人負担分 12 増
計	617,770	12	617,782			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	920,334 (1,639,636) (2,559,970)	920,322 国庫支出金 920,322		12 諸収入 12				
		920,322		12			60 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付 事業に要する経費 920,334 増	
							(2) 物価高騰対応重点支援臨時給付金給付事業に関する経費 920,334	
						1 報酬 1,934	報酬 (1,934)	
						3 職員手当等 540	・会計年度任用職員報酬 1,934	
						4 共済費 356	職員手当等 (540)	
						8 旅費 155	時間外勤務手当 540	
						1 費用弁償 155	共済費 (356)	
						10 需用費 650	共済組合負担金 128	
						1 消耗品費 550	雇用保険料 33	
						4 印刷製本費 100	厚生年金保険料 187	
						11 役務費 3,245	子ども・子育て拠出金 8	
						1 通信運搬費 1,811	旅費 (155)	
						4 手数料 1,434	費用弁償 155	
						12 委託料 3,300	需用費 (650)	
						13 使用料及び賃借料 154	消耗品費 550	
						18 負担金、補助及び交付金 910,000	印刷製本費 100	
							役務費 (3,245)	
							通信運搬費 1,811	
							手数料 1,434	
							委託料 (3,300)	
							・給付金システム処理業務委託料 3,300	
							使用料及び賃借料 (154)	
							・パソコン使用料 154	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費							負担金、補助及び交付金 ( 910,000 ) ・物価高騰対応重点支援臨時給付金 910,000	
項計	920,334 ( 7,954,713 ) ( 8,875,047 )	920,322		12				
款計	920,334 ( 17,070,482 ) ( 17,990,816 )	920,322		12				
歳出合計	920,334 ( 45,044,134 ) ( 45,964,468 )	920,322		12				

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(880) 738	946,117	2,889,957	2,704,391	6,540,465	1,110,952	7,651,417	
補 正 後	(882) 738	948,051	2,889,957	2,704,931	6,542,939	1,111,308	7,654,247	
比 較	(2)	1,934		540	2,474	356	2,830	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,680	226,621	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,680	227,161	38,400
	比 較						540	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	736,034	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	736,034	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	4,285
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,889,957	2,639,717	5,529,674	1,017,064	6,546,738	
補 正 後	(92) 738		2,889,957	2,640,257	5,530,214	1,017,064	6,547,278	
比 較				540	540		540	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,680	226,621	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,680	227,161	38,400
	比 較						540	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	4,285
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(788)	946,117		64,674	1,010,791	93,888	1,104,679	
補 正 後	(790)	948,051		64,674	1,012,725	94,244	1,106,969	
比 較	(2)	1,934			1,934	356	2,290	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	64,674						
	補 正 後	64,674						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	540	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	540	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円



議案第60号

令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,032,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,997,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年11月29日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,225,751	177,876	8,403,627
	1 国庫負担金	5,527,016	147,000	5,674,016
	2 国庫補助金	2,676,527	30,876	2,707,403
16 県支出金		2,942,817	96,515	3,039,332
	1 県負担金	2,102,154	48,750	2,150,904
	2 県補助金	657,164	47,765	704,929
17 財産収入		50,698	1,380	52,078
	2 財産売却収入	5,310	1,380	6,690
18 寄附金		1,226,069	300,000	1,526,069
	1 寄附金	1,226,069	300,000	1,526,069
19 繰入金		2,132,672	460,974	2,593,646
	1 特別会計繰入金	98,236	39,252	137,488
	2 基金繰入金	2,034,436	421,722	2,456,158
21 諸収入		787,992	669	788,661
	6 雑収入	617,782	669	618,451
22 市債		2,663,536	△4,600	2,658,936
	1 市債	2,663,536	△4,600	2,658,936
歳入合計		45,964,468	1,032,814	46,997,282

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		269,334	1,901	271,235
	1 議 会 費	269,334	1,901	271,235
2 総 務 費		8,885,747	604,320	9,490,067
	1 総 務 管 理 費	7,989,876	576,295	8,566,171
	2 徴 税 費	431,379	△8,800	422,579
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	274,713	36,025	310,738
	4 選 挙 費	138,217	1,500	139,717
	5 統 計 調 査 費	22,306	△700	21,606
3 民 生 費		17,990,816	301,812	18,292,628
	1 社 会 福 祉 費	8,875,047	203,494	9,078,541
	2 児 童 福 祉 費	6,338,722	21,808	6,360,530
	3 生 活 保 護 費	2,384,593	76,510	2,461,103
4 衛 生 費		2,598,124	△20,804	2,577,320
	1 保 健 衛 生 費	1,735,808	△33,800	1,702,008
	2 清 掃 費	861,039	12,996	874,035
5 農 林 水 産 業 費		325,740	13,660	339,400
	1 農 業 費	325,740	13,660	339,400
6 商 工 費		400,895	△232	400,663
	1 商 工 費	400,895	△232	400,663
7 土 木 費		4,963,533	5,025	4,968,558
	1 土 木 管 理 費	137,385	2,300	139,685
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,044,193	14,257	1,058,450

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 都 市 計 画 費	3,687,504	△8,432	3,679,072
	4 住 宅 費	94,451	△3,100	91,351
8 消 防 費		1,770,306	28,919	1,799,225
	1 消 防 費	1,770,306	28,919	1,799,225
9 教 育 費		4,263,464	98,213	4,361,677
	1 教 育 総 務 費	1,035,555	39,914	1,075,469
	2 小 学 校 費	889,943	12,135	902,078
	3 中 学 校 費	466,186	4,786	470,972
	4 幼 稚 園 費	41,731	500	42,231
	5 社 会 教 育 費	1,243,926	30,400	1,274,326
	6 保 健 体 育 費	586,123	10,478	596,601
歳 出	合 計	45,964,468	1,032,814	46,997,282

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和5年度その3)	令和 5年度から 令和14年度まで	21,439
事務用機器使用料 (令和5年度その3)	令和 5年度から 令和11年度まで	12,201
議会電子書棚及び電子採決システム使用料	令和 5年度から 令和 8年度まで	2,970
議会会議録作成支援システム保守点検業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	1,056
議会会議録検索システム使用料	令和 5年度から 令和 6年度まで	608
広報印刷業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	9,851
取手庁舎管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	27,080
取手庁舎夜間警備業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	7,788
市役所電話交換業務委託及び総合案内業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	18,150
電話発着信履歴検索装置使用料	令和 5年度から 令和11年度まで	1,731
市バス等運転業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	4,202
藤代庁舎管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	8,661
藤代庁舎夜間警備業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	6,424
藤代庁舎清掃管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	6,000
サイクルステーションとりで管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	43,996

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税収納業務取扱手数料	令和 5年度から 令和 6年度まで	市税収納業務取扱に係る収納1 件当たりの単価に収納件数を乗 じて得た額に基本料金を加えた 額
固定資産評価システム業務委託	令和 5年度から 令和 8年度まで	90,508
マイナンバーカードオンライン窓口業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	8,748
保育所業務支援システム業務委託	令和 5年度から 令和 10年度まで	6,600
保育所機械警備業務委託	令和 5年度から 令和 10年度まで	1,850
保育所（井野なないろ・久賀）給食調理業務委託	令和 5年度から 令和 7年度まで	98,691
戸頭地域子育て支援センター清掃業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	670
妊産婦・子育て女性の運動教室運営業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	569
取手駅西口及び藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	5,456
浸水検知システム管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	386
取手駅東西口駅前広場・ギャラリーロード・歩行者デッキ清掃業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	12,870
藤代駅自由通路等清掃業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	1,320
分庁舎清掃管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	569
北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	3,647

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
防火衣リース料（令和5年度）	令和5年度から 令和12年度まで	5,684
消防庁舎清掃管理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	1,980
小中学校基本ソフトウェア使用料	令和5年度から 令和6年度まで	5,830
I C T活用教育支援スタッフ業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	28,031
校務用パソコン使用料	令和5年度から 令和12年度まで	244,800
採点支援システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	759
小学校外線電話機使用料	令和5年度から 令和13年度まで	9,233
小学校（永山小・取手西小・高井小・取手東小・白山小）給食調理業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	189,772
中学校外線電話機使用料	令和5年度から 令和13年度まで	4,305
中学校（取手一中・永山中・戸頭中）給食調理業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	114,084
取手音楽の日事業業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	3,200
I T基礎技術講習会用パソコン使用料	令和5年度から 令和12年度まで	17,821
放課後子どもクラブ緊急通報システム使用料	令和5年度から 令和10年度まで	4,805
放課後子どもクラブ（取手東小・高井小・藤代小）運営業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	221,015
図書館（取手・ふじしろ）清掃管理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	6,456

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本陣一般公開管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	4,549
藤代スポーツセンター施設管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	3,687
藤代スポーツセンター屋外施設管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	5,368
藤代スポーツセンター総合体育館設備保守・清掃業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	11,449
藤代スポーツセンター庭園管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	8,426
藤代武道場管理業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	5,479
学校給食センター賄材料費 (令和6年4月分)	令和 5年度から 令和 6年度まで	10,349
給食運搬業務委託	令和 5年度から 令和10年度まで	81,675



### 第 3 表 地 方 債 補 正

(廃 止)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自 転 車 駐 車 場 整 備 事 業	4,600	普通貸借  又 は  証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内  政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,225,751	177,876	8,403,627
16 県支出金	2,942,817	96,515	3,039,332
17 財産収入	50,698	1,380	52,078
18 寄附金	1,226,069	300,000	1,526,069
19 繰入金	2,132,672	460,974	2,593,646
21 諸収入	787,992	669	788,661
22 市債	2,663,536	△4,600	2,658,936
歳入合計	45,964,468	1,032,814	46,997,282

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	269,334	1,901	271,235				1,901
2 総務費	8,885,747	604,320	9,490,067	23,150	△4,600	454,989	130,781
3 民生費	17,990,816	301,812	18,292,628	238,262		3,200	60,350
4 衛生費	2,598,124	△20,804	2,577,320	1,782			△22,586
5 農林水産業費	325,740	13,660	339,400				13,660
6 商工費	400,895	△232	400,663	4,476			△4,708
7 土木費	4,963,533	5,025	4,968,558			2,960	2,065
8 消防費	1,770,306	28,919	1,799,225				28,919
9 教育費	4,263,464	98,213	4,361,677	6,721		525	90,967
歳出合計	45,964,468	1,032,814	46,997,282	274,391	△4,600	461,674	301,349

## 2 歳 入

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	5,283,754	147,000	5,430,754	1 社会福祉費負担金	75,100	・ 自立支援給付費負担金 72,000 増 ・ 自立支援医療給付費負担金 3,100 増
				4 児童福祉費負担金	22,400	・ 障害児入所給付費等負担金 22,400 増
				5 生活保護費負担金	49,500	・ 生活保護費負担金 49,500 増
計	5,527,016	147,000	5,674,016			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,639,427	23,150	1,662,577	1 総務費補助金	23,150	・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 21,780 ・ 個人番号カード交付事務費補助金 1,370 増
2 民生費国庫補助金	237,152	2,307	239,459	1 社会福祉費補助金	747	・ 地域生活支援事業補助金 243 増 ・ 生活保護システム改修業務補助金 504 増
				2 児童福祉費補助金	1,560	・ 保育対策総合支援事業費補助金 1,560 増
3 衛生費国庫補助金	462,243	832	463,075	6 清掃費補助金	832	・ 循環型社会形成推進交付金 832 増
6 教育費国庫補助金	125,682	4,587	130,269	3 小学校費補助金	3,142	・ 学校保健特別対策事業費補助金 3,142
				4 中学校費補助金	1,445	・ 学校保健特別対策事業費補助金 1,445
計	2,676,527	30,876	2,707,403			

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	2,100,117	48,750	2,148,867	1 社会福祉費負担金	37,550	・ 自立支援給付費負担金 36,000 増 ・ 自立支援医療給付費負担金 1,550 増
				3 児童福祉費負担金	11,200	・ 障害児通所給付費等負担金 11,200 増
計	2,102,154	48,750	2,150,904			

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	445,238	40,205	485,443	1 社会福祉費補助金	117	・ 地域生活支援事業補助金 117 増
				2 老人福祉費補助金	33,698	・ 地域医療介護総合確保基金事業補助金 33,698
				3 医療福祉費補助金	6,390	・ 医療福祉医療費(過年度) 6,390
3 衛生費県補助金	27,606	950	28,556	4 清掃費補助金	950	・ 合併処理浄化槽設置事業費補助金 950 増
5 商工費県補助金	21,484	4,476	25,960	1 商工振興費補助金	4,476	・ わくわく茨城生活実現事業補助金 4,476 増
7 教育費県補助金	115,490	2,134	117,624	3 社会教育費補助金	2,134	・ 地域の教育支援体制等構築事業費補助金 2,134
計	657,164	47,765	704,929			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 物品売払収入	2,309	1,380	3,689	1 物品売払収入	1,380	・物品売払収入 1,380 増
計	5,310	1,380	6,690			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	1,226,007	300,000	1,526,007	1 総務費寄附金	300,000	・ふるさと取手応援基金寄附金 300,000 増
計	1,226,069	300,000	1,526,069			

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

2 後期高齢者医療特別会計繰入金	27,666	39,252	66,918	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	39,252	・後期高齢者医療特別会計繰入金 39,252 増
計	98,236	39,252	137,488			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	635,024	260,717	895,741	1 財政調整基金繰入金	260,717	・財政調整基金繰入金 260,717 増
4 公共施設整備基金繰入金	62,986	3,200	66,186	1 公共施設整備基金繰入金	3,200	・公共施設整備基金繰入金 3,200 増
6 ふるさと取手応援基金繰入金	1,143,502	151,275	1,294,777	1 ふるさと取手応援基金繰入金	151,275	・ふるさと取手応援基金繰入金 151,275 増
10 森林環境譲与税基金繰入金	10,812	6,530	17,342	1 森林環境譲与税基金繰入金	6,530	・森林環境譲与税基金繰入金 6,530 増
計	2,034,436	421,722	2,456,158			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑入	194,059	669	194,728	4 総務費雑入	669	・雇用保険料本人負担分 41 増 ・樹木病虫害被害対応負担金 628
計	617,782	669	618,451			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

10 総務債	4,600	△4,600	0	1 自転車駐車場整備事業債	△4,600	・自転車駐車場整備事業債 4,600 減
計	2,663,536	△4,600	2,658,936			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	1,901 (269,334) (271,235)				1,901			
					1,300	2 給料	300	2 一般職人件費 1,300 増
						3 職員手当等	601	
						4 共済費	1,000	給料 (300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 300 増 共済費 (1,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 増
					601			10 議員報酬等に要する経費 601 増
								職員手当等 (601 増) ・制度改正による調整 601 増
項 計	1,901 (269,334) (271,235)				1,901			
款 計	1,901 (269,334) (271,235)				1,901			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	124,298 (1,454,693) (1,578,991)			41 諸収入	124,257			
					△924	1 報酬	6,416	1 特別職人件費 924 減
						2 給料	52,000	
						3 職員手当等	45,625	職員手当等 (863 減)
						4 共済費	20,257	・制度改正及び算定期間の変更に伴う調整 863 減

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費							共済費 ( 61 減) ・ 制度改正及び算定期間の変更に伴う調整 61 減	
					117,484		2 一般職人件費 117,484 増	
							給料 ( 52,000 増) ・ 給与改定及び現員現給の調整 52,000 増 職員手当等 ( 46,488 増) ・ 給与改定及び現員現給の調整 46,488 増 共済費 ( 18,996 増) ・ 給与改定及び現員現給の調整 18,996 増	
				41	7,697		20 会計年度任用職員等に要する経費 7,738 増	
						報酬 ( 6,416 増) ・ 会計年度任用職員報酬 6,416 増 共済費 ( 1,322 増) 共済組合負担金 483 増 雇用保険料 108 増 厚生年金保険料 703 増		

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費							子ども・子育て拠出金 28 増	
2 文書 広報費	1,402 (45,760) (47,162)				1,402			
					1,402	12 委託料	1,402	32 情報公開及び個人情報保護に要する経費 1,402 増
							委託料 (1,402 増) ・訴訟代理委託料 1,402	
4 財政 管理費	450,000 (2,985,290) (3,435,290)			300,000 寄附金 150,000 繰入金 450,000				
						12 委託料 24 積立金	150,000 300,000	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 450,000 増
							委託料 (150,000 増) ・ふるさと取手応援寄附受付等業務委託料 150,000 増 積立金 (300,000 増) ・ふるさと取手応援基金積立金 300,000 増	
6 財産 管理費	5,730 (351,966) (357,696)			3,570 繰入金 628 諸収入 4,198	1,532			
					1,532	12 委託料	5,730	22 市有財産管理に要する経費 5,730 増
							委託料 (5,730 増) ・樹木病虫害被害対応業務委託料 5,730	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
9 交通安全 対策費	△5,135 (99,111) (93,976)		△4,600	750 繰入金 750	△1,285				
						14 工事請負費	1,080	20 交通安全の施設整備に要する経費	1,080 増
						18 負担金、 補助及び 交付金	△6,215	工事請負費 ・道路反射鏡設置工事	(1,080 増) 1,080 増
			△4,600		△1,615			21 自転車駐車場の維持管理に要する経費	6,215 減
								負担金、補助及び交付金 ・ゆめみ野駅自転車駐車場整備工事負担金	(6,215 減) 6,215 減
項 計	576,295 (7,989,876) (8,566,171)		△4,600	454,989	125,906				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税 務 総 務 費	△8,800 (323,575) (314,775)				△8,800				
					△15,800	2 給 料	△7,700	2 一般職人件費	15,800 減
						3 職員手当等	△6,600	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(7,700 減) 7,700 減 (6,600 減) 6,600 減
						4 共 済 費	△1,500		
						22 償還金、 利子及び 割引料	7,000		



## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 税務 総務費							共済費 ( 1,500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,500 減	
				7,000			20 市税過誤納金還付金 7,000 増	
							償還金、利子及び割引料 ( 7,000 増) ・市税過誤納還付金 7,000 増	
項 計	△8,800 ( 431,379) ( 422,579)				△8,800			

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍 住民 基本 台帳費	36,025 ( 274,623) ( 310,648)	23,150 国庫支出金			12,875			
				9,000	2 給料	3,400	2 一般職人件費	9,000 増
					3 職員手当等	4,140		
					4 共済費	2,500	給料 ( 3,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整	3,400 増
					12 委託料	23,169		
					17 備品購入費	2,816	職員手当等 ( 3,100 増) ・給与改定及び現員現給の調整	3,100 増
							共済費 ( 2,500 増)	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費							・給与改定及び現員現給の調整 2,500 増	
		21,780			3,875		5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 25,655 増	
							委託料 ( 22,839 増) ・耐火書庫撤去業務委託料 559 ・戸籍簿移送業務委託料 500 ・戸籍附票システム氏名振り仮名追加改修業務委託料 10,043 ・住民記録システム氏名振り仮名追加改修業務委託料 858 ・戸籍氏名振り仮名追加改修業務委託料 10,879 備品購入費 ( 2,816 ) ・耐火性保管庫 2,816	
		1,370					22 個人番号事務に要する経費 1,370 増	
							職員手当等 ( 1,040 増) 時間外勤務手当 1,040 増 委託料 ( 330 ) ・マイナンバーカードオンライン窓口業務委託料 330	
項計	36,025 ( 274,713 ) ( 310,738 )	23,150			12,875			

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理 委員会費	1,500 (19,295) (20,795)				1,500				
					1,500	2 給料	200	2 一般職人件費	1,500 増
						3 職員手当等	700	給料	(200 増)
						4 共済費	600	・給与改定及び現員現給の調整	200 増
								職員手当等	(700 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	700
								共済費	(600 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	600 増
項 計	1,500 (138,217) (139,717)				1,500				

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

1 統計調査 総務費	△700 (16,184) (15,484)				△700				
					△700	2 給料	△700	2 一般職人件費	700 減
								給料	(700 減)
								・給与改定及び現員現給の調整	700 減

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△700 (22,306) (21,606)				△700			
款計	604,320 (8,885,747) (9,490,067)	23,150	△4,600	454,989	130,781			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	△20,200 (2,559,970) (2,539,770)				△20,200			
					△14,400	2 給料	△9,400	2 一般職人件費 14,400 減
						3 職員手当等	△3,400	給料 (9,400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 9,400 減 職員手当等 (3,400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 3,400 減 共済費 (1,600 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,600 減
						4 共済費	△1,600	
						27 繰出金	△5,800	
					△5,800			40 国民健康保険事業特別会計繰出金 5,800 減
								繰出金 (5,800 減) ・国民健康保険事業特別会計繰出金 5,800 減

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 障害者 福祉費	151,515	75,343			38,505			
	(2,228,883)	国庫支出金						
	(2,380,398)	37,667						
		県支出金						
					334	11 役務費	141	22 重度障害者紙おむつ支給に要する経費
						4 手数料	141	
						19 扶助費	151,374	扶助費 ・重度障害者紙おむつ支給
								( 334 増) 334 増
		113,010			38,171		33 自立支援に要する経費	
							151,181 増	
		108,000			36,141		(1) 介護給付費等に関する経費	
							144,141 増	
							役務費 ( 141 増)	
							手数料 141 増	
							扶助費 ( 144,000 増)	
							・自立支援給付費 144,000 増	
		4,650			1,550		(2) 自立支援医療に関する経費	
							6,200 増	
							扶助費 ( 6,200 増)	
							・自立支援医療給付費 6,200 増	
							(4) 地域生活支援事業に関する経費	
		360			480		840 増	
							扶助費 ( 840 増)	
							・訪問入浴サービス 840 増	



## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 老人福祉費							・後期高齢者医療特別会計繰出金 6,855 減	
5 医療福祉費	0 (641,191) (641,191)	6,390 県支出金			△6,390			
		6,390			△6,390		6 医療福祉費助成に要する経費 財源充当の変更	
項計	203,494 (8,875,047) (9,078,541)	153,098		790	49,606			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	3,584 (670,359) (673,943)			2,410 繰入金	1,174			
					900	2 給料	△800	2 一般職人件費 900 増
						3 職員手当等	1,000	
						4 共済費	700	給料 (800 減)
						14 工事請負費	2,684	・給与改定及び現員現給の調整 800 減 職員手当等 (1,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 増 共済費 (700 増) ・給与改定及び現員現給の調整 700 増
			2,410	274			20 こども発達センター管理運営に要する経費 2,684 増	
							工事請負費 (2,684) ・こども発達センター床改修工事 2,684	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
2 児 童 措 置 費	44,857	22,400			11,257				
	(1,838,322)	国庫支出金							
	(1,883,179)	11,200							
		県支出金							
		33,600			11,257	11 役 務 費	57 29 障害児通所給付費に要する経費	44,857 増	
						4 手 数 料	57		
						19 扶 助 費	44,800	役務費 ( 57 増) 手数料 57 増 扶助費 ( 44,800 増) ・ 障害児通所給付費 44,800 増	
3 児 童 入 所 費	4,374	1,560			2,814				
	(2,600,445)	国庫支出金							
	(2,604,819)								
		1,560			2,814	18 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	4,374	22 民間保育園運営に要する経費	4,374 増
		1,560			570			(1) 民間保育園運営に関する経費	2,130 増
							負担金、補助及び交付金 ( 2,130 増) ・ 業務効率化推進事業 ( I C T ) 補助金 2,130		
					2,244		(3) 民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費	2,244 増	
							負担金、補助及び交付金 ( 2,244 増) ・ 民間保育園等食材料費補助金 2,244 増		
4 保 育 所 費	△31,007				△31,007				
	(1,223,007)								
	(1,192,000)				△31,700	2 給 料	△21,000	2 一般職人件費	31,700 減



## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他				一般財源
4 保育所費						3 職員手当等	△8,700	給料 ( 21,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 21,000 減 職員手当等 ( 8,700 減) ・給与改定及び現員現給の調整 8,700 減 共済費 ( 2,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 2,000 減
						4 共済費	△2,000	
						10 需用費	693	
						7 賄材料費	693	
							693	
	693		(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費	693 増				
						需用費 ( 693 増) 賄材料費 693 増		
項 計	21,808 ( 6,338,722) ( 6,360,530)	35,160		2,410	△15,762			

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	10,510 ( 126,593) ( 137,103)	504 国庫支出金			10,006							
									2 給料	3,200	2 一般職人件費	9,500 増
									3 職員手当等	4,800	給料 ( 3,200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,200 増 職員手当等 ( 4,800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 4,800 増	
									4 共済費	1,500		
									12 委託料	1,010		
	9,500											

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 生活保護 総務費							共済費 (1,500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,500 増	
		504			506		5 生活保護事務に要する経費 1,010 増	
		504			506		(1) 生活保護事務に関する経費 1,010 増	
							委託料 (1,010 増) ・生活保護システム改修委託料 1,010 増	
2 扶助費	66,000 (2,258,000) (2,324,000)	49,500 国庫支出金			16,500	19 扶助費	20 生活保護に要する経費 66,000 増	
		49,500			16,500			
項計	76,510 (2,384,593) (2,461,103)	50,004			26,506			

## (款) 3 民生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
款計	301,812 (17,990,816) (18,292,628)	238,262		3,200	60,350			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	△33,800 (523,092) (489,292)				△33,800			
					△33,800	2 給料	△19,000	2 一般職人件費 33,800 減
						3 職員手当等	△10,000	給料 (19,000 減)
						4 共済費	△4,800	・給与改定及び現員現給の調整 19,000 減
								職員手当等 (10,000 減)
								・給与改定及び現員現給の調整 10,000 減
								共済費 (4,800 減)
								・給与改定及び現員現給の調整 4,800 減
項計	△33,800 (1,735,808) (1,702,008)				△33,800			

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

1 清掃 総務費	12,996 (59,608) (72,604)	832 国庫支出金 950 県支出金			11,214			
					10,500	2 給料	5,000	2 一般職人件費 10,500 増

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 清掃 総務費		1,782			714	3 職員手当等	3,400	給料 ( 5,000 増)
						4 共済費	2,100	・給与改定及び現員現給の調整 5,000 増
						18 負担金、 補助及び 交付金	2,496	職員手当等 ( 3,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,400 増
						22 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費		共済費 ( 2,100 増) ・給与改定及び現員現給の調整 2,100 増
項計	12,996 ( 861,039) ( 874,035)	1,782			11,214			
款計	△20,804 ( 2,598,124) ( 2,577,320)	1,782			△22,586			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業 委員会費	800 ( 59,092) ( 59,892)				800			
					800	3 職員手当等	600	2 一般職人件費 800 増
						4 共済費	200	職員手当等 ( 600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 600 増

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費								共済費 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増
2 農業総務費	800				800			
	(55,513)					2 給料	300	2 一般職人件費 800 増
	(56,313)					3 職員手当等	200	
						4 共済費	300	給料 (300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 300 増 職員手当等 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増 共済費 (300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 300 増
3 農業振興費	12,060				12,060			
	(159,818)					18 負担金、補助及び交付金	12,060	44 水田農業構造改革対策に要する経費 12,060 増
	(171,878)							負担金、補助及び交付金 (12,060 増) ・水田農業転作等実施補助金 12,060 増
項計	13,660				13,660			
	(325,740)							
	(339,400)							

(款) 5 農林水産業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
款計	13,660 (325,740) (339,400)				13,660		

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工 総務費	△6,200 (124,578) (118,378)				△6,200			
					△6,200	2 給料	△4,200	2 一般職人件費 6,200 減
						3 職員手当等	△1,000	給料 (4,200 減) ・給与改定及び現員現給の調整 4,200 減 職員手当等 (1,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 減 共済費 (1,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 減
						4 共済費	△1,000	
2 商工 振興費	5,968 (201,748) (207,716)	4,476			1,492			
		県支出金				10 需用費	△132	32 わくわく取手生活実現事業に要する経費 5,968 増
		4,476			1,492	1 消耗品費	△132	需用費 (132 減) 消耗品費 132 減 負担金、補助及び交付金 (6,100 増) ・わくわく取手生活実現事業補助金 6,100 増
				18 負担金、補助及び交付金	6,100			

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△232 (400,895) (400,663)	4,476			△4,708			
款計	△232 (400,895) (400,663)	4,476			△4,708			

## (款) 7 土木費

## (項) 1 土木管理費

1 土木 総務費	2,300 (137,385) (139,685)				2,300				
					2,300	2 給料	△400	2 一般職人件費	2,300 増
						3 職員手当等	1,400	給料 (400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 400 減 職員手当等 (1,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,400 増 共済費 (1,300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,300 増	
						4 共済費	1,300		
項計	2,300 (137,385) (139,685)				2,300				

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

1 道路 橋りょう 総務費	200 (151,740) (151,940)				200				
					200	2 給料	△1,000	2 一般職人件費	200 増

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋りょう 総務費						3 職員手当等	600	給料 ( 1,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 減 職員手当等 ( 600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 600 増 共済費 ( 600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 600 増
						4 共済費	600	
2 道路維持費	14,057 ( 399,785) ( 413,842)				14,057	12 委託料	14,057	20 道路維持補修に要する経費 14,057 増
								委託料 ( 14,057 増) ・道路清掃委託料 14,057 増
項 計	14,257 ( 1,044,193) ( 1,058,450)				14,257			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	△15,000 ( 838,102) ( 823,102)				△15,000			2 一般職人件費 15,000 減		
									2 給料	△9,200
									3 職員手当等	△4,000
						4 共済費	△1,800	給料 ( 9,200 減) ・給与改定及び現員現給の調整 9,200 減 職員手当等 ( 4,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 4,000 減		



## (款) 7 土木費

## (項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費							共済費 ( 1,800 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,800 減	
4 街路 事業費 ( 101,921) ( 98,721)	△3,200			△3,200				
					2 給料	△1,800	2 一般職人件費 3,200 減	
					3 職員手当等	△1,100		
					4 共済費	△300	給料 ( 1,800 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,800 減 職員手当等 ( 1,100 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,100 減 共済費 ( 300 減) ・給与改定及び現員現給の調整 300 減	
5 都市 排水費 ( 152,545) ( 158,067)	5,522			5,522				
					10 需用費	5,522	20 排水路の維持管理に要する経費 5,522 増	
					6 修繕料	5,522	需用費 ( 5,522 増) 修繕料 5,522 増	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
7 公園 緑地費	4,246 (255,121) (259,367)			2,960 繰入金	1,286			
				2,130	917	12 委託料	4,246	
							21 緑地等管理に要する経費	3,047 増
							委託料 ・ 樹木病虫害被害対応業務委託料	(3,047 増) 3,047
				830	369		27 公園維持管理に要する経費	1,199 増
							委託料 ・ 樹木病虫害被害対応業務委託料	(1,199 増) 1,199
項 計	△8,432 (3,687,504) (3,679,072)			2,960	△11,392			

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住宅 管理費	△3,100 (94,451) (91,351)				△3,100				
					△3,100	2 給料	△2,000	2 一般職人件費	3,100 減
						3 職員手当等	△700		
						4 共済費	△400	給料 ・ 給与改定及び現員現給の調整	(2,000 減) 2,000 減
								職員手当等 ・ 給与改定及び現員現給の調整	(700 減) 700 減

## (款) 7 土木費

## (項) 4 住宅費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 住宅管理費							共済費 (400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 400 減	
項計	△3,100 (94,451) (91,351)				△3,100			
款計	5,025 (4,963,533) (4,968,558)			2,960	2,065			

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

1 常備消防費	18,415 (1,587,862) (1,606,277)				18,415			
					15,000	2 給料	6,400	2 一般職人件費 15,000 増
						3 職員手当等	5,000	
						4 共済費	3,600	給料 (6,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 6,400 増
						10 需用費	3,415	
						1 消耗品費	3,415	職員手当等 (5,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 5,000 増
								共済費 (3,600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,600 増

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 常備 消防費				3,415			21 職員の福利厚生に要する経費 3,415 増 需用費 ( 3,415 増) 消耗品費 3,415 増	
2 救急 業務費	10,504 ( 15,958) ( 26,462)			10,504				
				10,504	10 需用費	6,709	5 救急業務に要する経費 10,504 増	
					1 消耗品費	6,709	需用費 ( 6,709 増) 消耗品費 6,709 増	
					17 備品購入費	3,795	備品購入費 ( 3,795 ) ・半自動除細動器 3,795	
項計	28,919 ( 1,770,306) ( 1,799,225)			28,919				
款計	28,919 ( 1,770,306) ( 1,799,225)			28,919				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	△4,660 ( 801,609) ( 796,949)			△4,660			
				140	2 給料	800	1 特別職人件費 140 増
					3 職員手当等	△5,525	職員手当等 ( 75 増)
					4 共済費	65	・制度改正による調整 75 増

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費							共済費 (65 増) ・ 制度改正による調整 65 増 2 一般職人件費 4,800 減 給料 (800 増) ・ 給与改定及び現員現給の調整 800 増 職員手当等 (5,600 減) ・ 給与改定及び現員現給の調整 5,600 減	
4 教育研究 指導費	44,574 (216,273) (260,847)				44,574			
					44,574	10 需用費	44,574	5 教育振興に要する経費 44,574 増
						1 消耗品 費	44,574	需用費 (44,574 増) 消耗品費 44,574 増
項 計	39,914 (1,035,555) (1,075,469)				39,914			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 学校 管理費	14,087	3,142			10,945			
	(379,471)	国庫支出金						
	(393,558)				7,802	1 報酬	7,802	
						10 需用費	6,285	
						1 消耗品費	6,285	
		3,142			3,143		20 小学校管理に要する経費	7,802 増
							報酬 ・教育補助員報酬	(7,802 増) 7,802 増
							22 小学校保健衛生に要する経費	6,285 増
		3,142			3,143		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	6,285
							需用費 消耗品費	(6,285) 6,285
4 学校 給食費	△1,952				△1,952			
	(382,884)							
	(380,932)				△4,100	2 給料	△2,000	
						3 職員手当等	△1,400	
						4 共済費	△700	
						10 需用費	2,148	
						7 賄材料費	2,148	
							2 一般職人件費	4,100 減
							給料 ・給与改定及び現員現給の調整	(2,000 減) 2,000 減
							職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(1,400 減) 1,400 減
							共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	(700 減) 700 減
					2,148		20 給食運営に要する経費	2,148 増

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 学校給食費				2,148			(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 2,148 増 需用費 ( 2,148 増) 賄材料費 2,148 増	
項 計	12,135 ( 889,943) ( 902,078)	3,142		8,993				

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

1 学校管理費	3,590 ( 166,700) ( 170,290)	1,445 国庫支出金		2,145				
				700	3 職員手当等	400	2 一般職人件費	700 増
					4 共済費	300	職員手当等 ( 400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 400 増 共済費 ( 300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 300 増	
					10 需用費	2,890		
					1 消耗品費	2,890		
		1,445		1,445			22 中学校保健衛生に要する経費	2,890 増
		1,445		1,445			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,890
							需用費 ( 2,890 ) 消耗品費 2,890	

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
4 学 校 給 食 費	1,196 (192,736) (193,932)				1,196				
					1,196	10 需用費	1,196	20 給食運営に要する経費	1,196 増
					1,196	7 賄材料費	1,196	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費	1,196 増
								需用費 (1,196 増)	
								賄材料費 1,196 増	
項 計	4,786 (466,186) (470,972)	1,445			3,341				

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼 稚 園 管 理 費	500 (41,731) (42,231)				500				
					500	2 給 料	100	2 一般職人件費	500 増
						3 職員手当等	200		
						4 共 済 費	200	給料 (100 増)	
								・給与改定及び現員現給の調整	100 増
								職員手当等 (200 増)	
								・給与改定及び現員現給の調整	200 増
								共済費 (200 増)	
								・給与改定及び現員現給の調整	200 増



## (款) 9 教育費

## (項) 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	500 (41,731) (42,231)				500			

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	30,400 (905,886) (936,286)	2,134 県支出金			28,266				
					30,400	2 給料	18,400	2 一般職人件費	30,400 増
						3 職員手当等	7,900	給料 (18,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 18,400 増 職員手当等 (7,900 増) ・給与改定及び現員現給の調整 7,900 増 共済費 (4,100 増) ・給与改定及び現員現給の調整 4,100 増	
						4 共済費	4,100		
		2,134			△2,134				22 生涯学習推進に要する経費
								財源充当の変更	
項計	30,400 (1,243,926) (1,274,326)	2,134			28,266				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	8,050			525	7,525			
	(66,067)			繰入金				
	(74,117)				7,300	2 給料	3,000	2 一般職人件費 7,300 増
						3 職員手当等	3,000	給料 (3,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,000 増 職員手当等 (3,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,000 増 共済費 (1,300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,300 増
						4 共済費	1,300	
						18 負担金、 補助及び 交付金	750	
				525	225			
			525	225			(3) スポーツ振興奨励関係経費 750 増	
							負担金、補助及び交付金 (750 増) ・各種大会助成金 750 増	
3 学校給食 センター 費	2,428				2,428			
	(264,299)							
	(266,727)				1,100	3 職員手当等	500	2 一般職人件費 1,100 増
						4 共済費	600	職員手当等 (500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 500 増
					10 需用費	1,328		
						7 賄材料 費	1,328	

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 学校給食センター費								共済費 ( 600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 600 増 20 給食センター運営に要する経費 1,328 増 (3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 1,328 増 需用費 ( 1,328 増) 賄材料費 1,328 増
項計	10,478 ( 586,123) ( 596,601)			525	9,953			
款計	98,213 ( 4,263,464) ( 4,361,677)	6,721		525	90,967			
歳出合計	1,032,814 ( 45,964,468) ( 46,997,282)	274,391	△4,600	461,674	301,349			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	3		27,024	8,548 (3.3)	3,649	39,221	6,330	45,551	
	議 員	24	119,760		37,329 (3.3)		157,089	35,958	193,047	
	その他の 特別職	1,508	90,298				90,298	220	90,518	
	計	1,535	210,058	27,024	45,877	3,649	286,608	42,508	329,116	
補正後	長 等	3		27,024	7,642 (3.4)	3,767	38,433	6,334	44,767	
	議 員	24	119,760		37,930 (3.4)		157,690	35,958	193,648	
	その他の 特別職	1,508	90,298				90,298	220	90,518	
	計	1,535	210,058	27,024	45,572	3,767	286,421	42,512	328,933	
比 較	長 等				△ 906 (0.1)	118	△ 788	4	△ 784	
	議 員				601 (0.1)		601		601	
	その他の 特別職									
	計				△ 305	118	△ 187	4	△ 183	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(882) 738	948,051	2,889,957	2,704,931	6,542,939	1,111,308	7,654,247	
補 正 後	(896) 738	962,269	2,903,857	2,742,759	6,608,885	1,138,426	7,747,311	
比 較	(14)	14,218	13,900	37,828	65,946	27,118	93,064	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,680	227,161	38,400
	補 正 後	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	228,001	40,000
	比 較	3,500	2,900	900	3,700	3,300	840	1,600
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	736,034	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	751,440	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	比 較	15,406	5,900	△ 1,418	1,200			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,889,957	2,640,257	5,530,214	1,017,064	6,547,278	
補 正 後	(92) 738		2,903,857	2,678,085	5,581,942	1,042,860	6,624,802	
比 較			13,900	37,828	51,728	25,796	77,524	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,680	227,161	38,400
	補 正 後	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	228,001	40,000
	比 較	3,500	2,900	900	3,700	3,300	840	1,600
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	686,766	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	比 較	15,406	5,900	△ 1,418	1,200			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(790)	948,051		64,674	1,012,725	94,244	1,106,969	
補 正 後	(804)	962,269		64,674	1,026,943	95,566	1,122,509	
比 較	(14)	14,218			14,218	1,322	15,540	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	64,674						
	補 正 後	64,674						
比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明			備 考	
給 料	13,900	給与改定に伴う増減分	36,951					
		昇給に伴う増加分						
		その他の増減分	△ 23,051					
職員手当	37,828	制度改正に伴う増減分	53,928	扶養	千円	期末	22,291 千円	
				通勤		勤勉	20,525	
				住居		退・手・負	5,052	
				管理職		地域	4,071	
				特勤		休日	249	
				時間外	1,630	夜間	110	
				児童		管理職特勤		
		その他の増減分	△ 16,100	扶養	3,500 千円	期末	△ 6,885 千円	
				通勤	2,900	勤勉	△ 14,625	
				住居	900	退・手・負	△ 6,470	
				管理職	3,700	地域	△ 2,871	
				特勤	3,300	休日	△ 249	
				時間外	△ 790	夜間	△ 110	
				児童	1,600	管理職特勤		



(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	305,549	314,530	327,760
	平均給与月額(円)	400,635	430,214	382,513
	平均年齢(歳)	41.5	39.8	53.5
補正後	平均給料月額(円)	306,548	310,651	327,896
	平均給与月額(円)	373,058	381,658	379,530
	平均年齢(歳)	41.0	38.0	54.0

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	166,600	188,100	164,000	166,600	188,100	164,000
大学卒	196,200	219,800		196,200	219,800	

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	(1. 15) 2. 2	(1. 15) 2. 2	(2. 3) 4. 4	有	
補 正 後	(1. 15) 2. 2	(1. 2) 2. 3	(2. 35) 4. 5	有	
国 の 制 度	(1. 15) 2. 2	(1. 2) 2. 3	(2. 35) 4. 5	有	

※ ( ) 内は、再任用職員の支給率

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 5年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料（令和5年度その3）	21,439			5-14	21,439				21,439
事務用機器使用料（令和5年度その3）	12,201			5-11	12,201				12,201
議会電子書棚及び電子採決システム使用料	2,970			5- 8	2,970				2,970
議会会議録作成支援システム保守点検業務委託	1,056			5- 6	1,056				1,056
議会会議録検索システム使用料	608			5- 6	608				608
広報印刷業務委託	9,851			5- 6	9,851	56			9,795
取手庁舎管理業務委託	27,080			5- 6	27,080				27,080
取手庁舎夜間警備業務委託	7,788			5- 6	7,788				7,788

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
市役所電話交換業務委託及び総合案内業務委託	18,150			5- 6	18,150				18,150
電話発着信履歴検索装置使用料	1,731			5-11	1,731				1,731
市バス等運転業務委託	4,202			5- 6	4,202				4,202
藤代庁舎管理業務委託	8,661			5- 6	8,661				8,661
藤代庁舎夜間警備業務委託	6,424			5- 6	6,424				6,424
藤代庁舎清掃管理業務委託	6,000			5- 6	6,000				6,000
サイクルステーションとりで管理業務委託	43,996			5- 6	43,996			14,250	29,746

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
市税収納業務取扱手数料	市税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額			5- 6	限度額に同じ				全額
固定資産評価システム業務委託	90,508			5- 8	90,508				90,508
マイナンバーカードオンライン窓口業務委託	8,748			5- 6	8,748	8,748			
保育所業務支援システム業務委託	6,600			5-10	6,600				6,600
保育所機械警備業務委託	1,850			5-10	1,850				1,850
保育所（井野なないろ・久賀）給食調理業務委託	98,691			5- 7	98,691				98,691

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
戸頭地域子育て支援センター清 掃業務委託	670			5- 6	670	446			224
妊産婦・子育て女性の運動教室 運營業務委託	569			5- 6	569			35	534
取手駅西口及び藤代駅南口公衆 トイレ清掃業務委託	5,456			5- 6	5,456				5,456
浸水検知システム管理業務委託	386			5- 6	386				386
取手駅東西口駅前広場・ギャラ リーロード・歩行者デッキ清掃 業務委託	12,870			5- 6	12,870				12,870
藤代駅自由通路等清掃業務委託	1,320			5- 6	1,320				1,320
分庁舎清掃管理業務委託	569			5- 6	569				569

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託	3,647			5- 6	3,647	1,825			1,822
防火衣リース料（令和5年度）	5,684			5-12	5,684				5,684
消防庁舎清掃管理業務委託	1,980			5- 6	1,980				1,980
小中学校基本ソフトウェア使用料	5,830			5- 6	5,830				5,830
I C T活用教育支援スタッフ業務委託	28,031			5- 6	28,031				28,031
校務用パソコン使用料	244,800			5-12	244,800				244,800
採点支援システム使用料	759			5- 6	759				759
小学校外線電話機使用料	9,233			5-13	9,233				9,233

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
小学校（永山小・取手西小・高井小・取手東小・白山小）給食調理業務委託	189,772			5- 7	189,772				189,772
中学校外線電話機使用料	4,305			5-13	4,305				4,305
中学校（取手一中・永山中・戸頭中）給食調理業務委託	114,084			5- 7	114,084				114,084
取手音楽の日事業業務委託	3,200			5- 6	3,200				3,200
I T基礎技術講習会用パソコン使用料	17,821			5-12	17,821				17,821
放課後子どもクラブ緊急通報システム使用料	4,805			5-10	4,805				4,805
放課後子どもクラブ（取手東小・高井小・藤代小）運營業務委託	221,015			5- 9	221,015	67,916		33,074	120,025
図書館（取手・ふじしろ）清掃管理業務委託	6,456			5- 6	6,456				6,456



(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
本陣一般公開管理業務委託	4,549			5-6	4,549				4,549
藤代スポーツセンター施設管理 業務委託	3,687			5-6	3,687				3,687
藤代スポーツセンター屋外施設 管理業務委託	5,368			5-6	5,368				5,368
藤代スポーツセンター総合体育 館設備保守・清掃業務委託	11,449			5-6	11,449				11,449
藤代スポーツセンター庭園管理 業務委託	8,426			5-6	8,426				8,426
藤代武道場管理業務委託	5,479			5-6	5,479				5,479
学校給食センター賄材料費（令 和6年4月分）	10,349			5-6	10,349			10,349	
給食運搬業務委託	81,675			5-10	81,675				81,675
合 計	1,392,798				1,392,798	78,991		57,708	1,256,099

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,164,501	19,953,112	3,493,100	1,921,800	21,524,412
(1) 総務債	176,496	162,444		16,920	145,524
(2) 民生債	247,572	227,154	20,300	20,416	227,038
(3) 衛生債	6,350	9,980	10,100	1,270	18,810
(4) 農林水産業債	180,533	163,023	9,900	30,525	142,398
(5) 商工債	37,394	28,316		2,718	25,598
(6) 土木債	1,765,626	1,730,171	190,800	244,649	1,676,322
(7) 消防債	488,574	525,662	72,900	76,262	522,300
(8) 教育債	2,422,924	2,711,287	699,200	217,311	3,193,176
(9) 地域再生事業債	150				
(10) 合併特例債	11,960,666	12,639,350	2,283,800	1,100,324	13,822,826
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	15,626	8,560		7,206	1,354
(12) 災害復旧債	21,051	16,967		4,085	12,882
(13) 緊急防災・減災事業債	917,621	746,792		137,661	609,131
(14) 全国防災事業債	79,738	75,552		4,191	71,361
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	750,100	742,554		43,867	698,687
(16) 緊急自然災害防止対策事業債	2,500	30,000	70,000	135	99,865
(17) 公共施設等適正管理推進事業債	91,580	135,300	37,100	14,260	158,140
(18) 脱炭素化事業債			99,000		99,000
2. 減税補てん債	259,500	172,340		69,824	102,516
3. 臨時財政対策債	22,630,927	21,348,006	235,536	1,803,069	19,780,473
4. 減収補てん債	1,602,960	1,256,476		346,484	909,992
5. 調整債	185,060	174,720		10,080	164,640
6. 退職手当債	101,840	67,900		33,940	33,960
7. 災害援護資金貸付債	9,911	6,664	68,000	2,895	71,769
合 計	43,954,699	42,979,218	3,796,636	4,188,092	42,587,762

議案第61号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月29日提出

取手市長 中村 修

## 第 1 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
CADシステム使用料	令和 5年度から 令和10年度まで	1,345
土木積算システム使用料	令和 5年度から 令和10年度まで	5,505
土木積算システム保守点検委託	令和 5年度から 令和10年度まで	795

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 5年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
CADシステム使用料	1,345			5-10	1,345			1,345	
土木積算システム使用料	5,505			5-10	5,505			5,505	
土木積算システム保守点検委託	795			5-10	795			795	
合 計	7,645				7,645			7,645	

議案第62号

令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,247,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		1,523,701	△5,800	1,517,901
	1 他会計繰入金	583,701	△5,800	577,901
歳入合計		11,253,743	△5,800	11,247,943

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		239,973	△5,800	234,173
	1 総務管理費	175,204	△5,800	169,404
	2 徴税費	63,621		63,621
歳出合計		11,253,743	△5,800	11,247,943

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
国民健康保険税収納業務取扱手数料	令和 5年度から 令和 6年度まで	国民健康保険税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額
集団健診予約管理業務委託 (令和6年度)	令和 5年度から 令和 6年度まで	集団健診予約管理業務委託に係る予約受付1件当たりの単価に予約受付件数を乗じて得た額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	1,523,701	△5,800	1,517,901
歳入合計	11,253,743	△5,800	11,247,943

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	239,973	△5,800	234,173			△5,800	
歳出合計	11,253,743	△5,800	11,247,943			△5,800	

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	583,701	△5,800	577,901	2 職員給与費等繰入金	△5,800	・職員給与費等繰入金 5,800 減
計	583,701	△5,800	577,901			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
		特定財源				区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	△5,800 (172,432) (166,632)			△5,800 繰入金				
				△5,800	2 給料	△4,000	2 一般職人件費	5,800 減
					3 職員手当等	△1,300		
					4 共済費	△500		
							給料 (4,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 4,000 減 職員手当等 (1,300 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,300 減 共済費 (500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 500 減	
項 計	△5,800 (175,204) (169,404)			△5,800				



(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 徴税 総務費	0 ( 63,621) ( 63,621)							
					2 給料	△600	2 一般職人件費	
					4 共済費	600	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 ( 600 減) 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 ( 600 増)	
項計	0 ( 63,621) ( 63,621)							
款計	△5,800 ( 239,973) ( 234,173)			△5,800				
歳出合計	△5,800 ( 11,253,743) ( 11,247,943)			△5,800				

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(20) 18	13,209	71,000	63,839	148,048	24,275	172,323	
補 正 後	(20) 18	13,209	66,400	62,539	142,148	24,375	166,523	
比 較			△ 4,600	△ 1,300	△ 5,900	100	△ 5,800	

※ ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	1,500	1,400	800	2,100		6,800	1,300
	補 正 後	1,500	1,400	800	2,100		6,800	1,300
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	18,239	13,900	9,600	8,200			
	補 正 後	18,239	13,900	8,800	7,700			
比 較			△ 800	△ 500				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	18		71,000	62,600	133,600	22,800	156,400	
補 正 後	18		66,400	61,300	127,700	22,900	150,600	
比 較			△ 4,600	△ 1,300	△ 5,900	100	△ 5,800	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	1,500	1,400	800	2,100		6,800	1,300
	補 正 後	1,500	1,400	800	2,100		6,800	1,300
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	17,000	13,900	9,600	8,200			
	補 正 後	17,000	13,900	8,800	7,700			
	比 較			△ 800	△ 500			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(20)	13,209		1,239	14,448	1,475	15,923	
補 正 後	(20)	13,209		1,239	14,448	1,475	15,923	
比 較								

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	1,239						
	補 正 後	1,239						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 4,600	給与改定に伴う増減分	620		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 5,220		
職員手当	△ 1,300	制度改正に伴う増減分	1,068	扶養 千円 期末 460 千円 通勤 勤勉 432 住居 退・手・負 86 管理職 地域 68 特勤 休日 1 時間外 21 夜間 児童	
		その他の増減分	△ 2,368	扶養 千円 期末 △ 460 千円 通勤 勤勉 △ 432 住居 退・手・負 △ 886 管理職 地域 △ 568 特勤 休日 △ 1 時間外 △ 21 夜間 児童	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	321,167		
	平均給与月額(円)	404,771		
	平均年齢(歳)	44.7		
補正後	平均給料月額(円)	312,171		
	平均給与月額(円)	380,285		
	平均年齢(歳)	42.0		

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	166,600			166,600		
大学卒	196,200			196,200		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	2. 2	2. 2	4. 4	有	
補 正 後	2. 2	2. 3	4. 5	有	
国 の 制 度	2. 2	2. 3	4. 5	有	





議案第63号

令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,575,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月29日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,818,627	△6,855	1,811,772
	1 一般会計繰入金	1,818,627	△6,855	1,811,772
5 諸収入		3,114	39,452	42,566
	2 償還金及び還付加算金	3,100	200	3,300
	4 雑入	11	39,252	39,263
歳入合計		3,543,149	32,597	3,575,746

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		233,186	△6,855	226,331
	1 総務管理費	229,115	△6,855	222,260
3 諸支出金		30,766	39,452	70,218
	1 償還金及び還付加算金	3,100	200	3,300
	2 繰出金	27,666	39,252	66,918
歳出合計		3,543,149	32,597	3,575,746

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
集団健診予約管理業務委託（令和 6 年度）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	集団健診予約管理業務委託に係る予約受付 1 件当たりの単価に予約受付件数を乗じて得た額
後期高齢者医療保険料収納業務取扱手数料	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	後期高齢者医療保険料収納業務取扱に係る収納 1 件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,818,627	△6,855	1,811,772
5 諸収入	3,114	39,452	42,566
歳入合計	3,543,149	32,597	3,575,746

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	233,186	△6,855	226,331			△6,855	
3 諸支出金	30,766	39,452	70,218			200	39,252
歳出合計	3,543,149	32,597	3,575,746			△6,655	39,252

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費等繰入金	141,659	△6,855	134,804	1 事務費等繰入金	△6,855	・事務費繰入金 2,855 減 ・職員給与費等繰入金 4,000 減
計	1,818,627	△6,855	1,811,772			

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

1 保険料還付金	3,000	200	3,200	1 保険料還付金	200	・保険料還付金 200 増
計	3,100	200	3,300			

(款) 5 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑 入	11	39,252	39,263	1 雑 入	39,252	・医療給付費納付金返還金(過年度) 39,252
計	11	39,252	39,263			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般 管理費	△6,855 ( 229,115) ( 222,260)			△6,855 繰入金  △4,000				
					2 給 料	△2,500	2 一般職人件費 4,000 減	
					3 職員手当等	△1,500		
					18 負担金、 補助及び 交付金	△2,855	給料 ( 2,500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 2,500 減 職員手当等 ( 1,500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,500 減	
				△2,855			70 後期高齢者医療事務に要する経費 2,855 減	
							負担金、補助及び交付金 ( 2,855 減) ・後期高齢者医療広域連合市町村負担金 2,855 減	
項 計	△6,855 ( 229,115) ( 222,260)			△6,855				
款 計	△6,855 ( 233,186) ( 226,331)			△6,855				

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 保険料 還付金	200 ( 3,000) ( 3,200)			200 諸収入  200			
					22 償還金、 利子及び 割引料	200	75 保険料還付金 200 増
							償還金、利子及び割引料 ( 200 増) ・還付金 200 増

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	200 ( 3,100) ( 3,300)			200				

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 他会計繰出金	39,252 ( 27,666) ( 66,918)				39,252			
					39,252	27 繰出金	39,252	75 後期高齢者医療一般会計繰出金 39,252 増
								繰出金 ( 39,252 増) ・一般会計繰出金 39,252 増
項計	39,252 ( 27,666) ( 66,918)				39,252			
款計	39,452 ( 30,766) ( 70,218)			200	39,252			
歳出合計	32,597 ( 3,543,149) ( 3,575,746)			△6,655	39,252			

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(1) 6	1,805	23,500	22,710	48,015	8,357	56,372	
補 正 後	(1) 6	1,805	21,000	21,210	44,015	8,357	52,372	
比 較			△ 2,500	△ 1,500	△ 4,000		△ 4,000	

※ ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	900	600	400	500		4,000	500
	補 正 後	900	600	400	500		2,500	500
	比 較						△ 1,500	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	5,710	4,400	3,100	2,600			
	補 正 後	5,710	4,400	3,100	2,600			
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	6		23,500	22,400	45,900	8,000	53,900	
補 正 後	6		21,000	20,900	41,900	8,000	49,900	
比 較			△ 2,500	△ 1,500	△ 4,000		△ 4,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	900	600	400	500		4,000	500
	補 正 後	900	600	400	500		2,500	500
	比 較						△ 1,500	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	5,400	4,400	3,100	2,600			
	補 正 後	5,400	4,400	3,100	2,600			
	比 較							



イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(1)	1,805		310	2,115	357	2,472	
補 正 後	(1)	1,805		310	2,115	357	2,472	
比 較								

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	310						
	補 正 後	310						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,500	給与改定に伴う増減分	157		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,657		
職員手当	△ 1,500	制度改正に伴う増減分	306	扶養 千円 期末 135 千円	
				通勤 勤勉 125	
				住居 退・手・負 21	
				管理職 地域 17	
				特勤 休日 1	
				時間外 7 夜間	
				児童	
		その他の増減分	△ 1,806	扶養 千円 期末 △ 135 千円	
				通勤 勤勉 △ 125	
				住居 退・手・負 △ 21	
				管理職 地域 △ 17	
				特勤 休日 △ 1	
				時間外 △ 1,507 夜間	
				児童	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	306,667		
	平均給与月額(円)	390,880		
	平均年齢(歳)	44.1		
補正後	平均給料月額(円)	325,820		
	平均給与月額(円)	393,561		
	平均年齢(歳)	46.3		

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	166,600			166,600		
大学卒	196,200			196,200		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	2. 2	2. 2	4. 4	有	
補 正 後	2. 2	2. 3	4. 5	有	
国 の 制 度	2. 2	2. 3	4. 5	有	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 5年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
集団健診予約管理業務委託（令和6年度）	集団健診予約管理業務委託に係る予約受付1件当たりの単価に予約受付件数を乗じて得た額			5- 6	限度額に同じ			全額	
後期高齢者医療保険料収納業務取扱手数料	後期高齢者医療保険料収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額			5- 6	限度額に同じ			全額	
合 計									

議案第64号

令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,294,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,701,626	49,620	1,751,246
	1 国庫負担金	1,459,898	48,793	1,508,691
	2 国庫補助金	241,728	827	242,555
4 支払基金交付金		2,255,967	68,091	2,324,058
	1 支払基金交付金	2,255,967	68,091	2,324,058
5 県支出金		1,258,186	30,923	1,289,109
	1 県負担金	1,187,589	30,495	1,218,084
	3 県補助金	70,596	428	71,024
7 繰入金		1,388,435	114,136	1,502,571
	1 一般会計繰入金	1,387,841	44,243	1,432,084
	2 基金繰入金	594	69,893	70,487
歳入合計		9,031,243	262,770	9,294,013

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		186,776	13,270	200,046
	1 総 務 管 理 費	77,486	13,270	90,756
2 保 険 給 付 費		8,146,120	243,965	8,390,085
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	7,458,180	241,242	7,699,422
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	203,372	2,434	205,806
	3 そ の 他 の 諸 費	7,513	289	7,802
3 地 域 支 援 事 業 費		445,305	5,535	450,840
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	197,591	8,662	206,253
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	234,024	△3,127	230,897
歳 出 合 計		9,031,243	262,770	9,294,013

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和5年度その3)	令和 5年度から 令和 8年度まで	411
介護保険料収納業務取扱手数料	令和 5年度から 令和 6年度まで	介護保険料収納業務取扱に係る 収納1件当たりの単価に収納件 数を乗じて得た額に基本料金を 加えた額



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,701,626	49,620	1,751,246
4 支払基金交付金	2,255,967	68,091	2,324,058
5 県支出金	1,258,186	30,923	1,289,109
7 繰入金	1,388,435	114,136	1,502,571
歳入合計	9,031,243	262,770	9,294,013

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	186,776	13,270	200,046	385		12,885	
2 保険給付費	8,146,120	243,965	8,390,085	79,288		164,677	
3 地域支援事業費	445,305	5,535	450,840	870		4,665	
歳出合計	9,031,243	262,770	9,294,013	80,543		182,227	

2 歳 入  
 (款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	1,459,898	48,793	1,508,691	1 現 年 度 分	48,793	・介護給付費負担金 48,793 増
計	1,459,898	48,793	1,508,691			

(款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	41,862	1,646	43,508	1 現 年 度 分	1,646	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,646 増
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	88,866	△1,204	87,662	1 現 年 度 分	△1,204	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,204 減
8 介護保険事業費補助金	0	385	385	1 現 年 度 分	385	・介護保険事務処理システム改修事業補助金 385
計	241,728	827	242,555			

(款) 4 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,199,452	65,870	2,265,322	1 現 年 度 分	65,870	・第2号被保険者保険料 65,870 増
2 地域支援事業 支援交付金	56,515	2,221	58,736	1 現 年 度 分	2,221	・地域支援事業支援交付金 2,221 増
計	2,255,967	68,091	2,324,058			

(款) 5 県支出金 (項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,187,589	30,495	1,218,084	1 現 年 度 分	30,495	・介護給付費負担金 30,495 増
計	1,187,589	30,495	1,218,084			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	26,163	1,029	27,192	1 現年度分	1,029	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,029 増
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	44,433	△601	43,832	1 現年度分	△601	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 601 減
計	70,596	428	71,024			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	1,018,265	30,495	1,048,760	1 現年度分	30,495	・介護給付費繰入金 30,495 増
2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	28,130	1,464	29,594	1 現年度分	1,464	・介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 1,464 増
3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	47,614	△601	47,013	1 現年度分	△601	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 601 減
4 その他一般会計繰入金	186,421	12,885	199,306	1 職員給与費等繰入金	12,500	・職員給与費等繰入金 12,500 増
				2 事務費等繰入金	385	・事務費等繰入金 385 増
計	1,387,841	44,243	1,432,084			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	594	69,893	70,487	1 介護給付費準備基金繰入金	69,893	・介護給付費準備基金繰入金 69,893 増
計	594	69,893	70,487			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	13,270 (77,486) (90,756)	385 国庫支出金		12,885 繰入金				
				12,500	2 給料	4,600	2 一般職人件費 12,500 増	
					3 職員手当等	5,500	給料 (4,600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 4,600 増 職員手当等 (5,500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 5,500 増 共済費 (2,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 2,400 増	
					4 共済費	2,400		
					12 委託料	770		
		385		385			70 介護保険事務に要する経費 770 増	
							委託料 (770 増) ・介護事業所台帳管理システム改修委託料 330 ・介護保険システム改修委託料 440	
項計	13,270 (77,486) (90,756)	385		12,885				
款計	13,270 (186,776) (200,046)	385		12,885				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 居宅介護サービス給付費	211,000 (2,900,160) (3,111,160)	42,200 国庫支出金 26,375 県支出金 68,575		85,455 繰入金 56,970 諸収入 142,425		18 負担金、補助及び交付金	211,000	75 居宅介護サービス給付費に要する経費 211,000 増 負担金、補助及び交付金 (211,000 増) ・居宅介護サービス給付費 211,000 増
4 居宅介護福祉用具購入給付費	2,945 (10,788) (13,733)	589 国庫支出金 368 県支出金 957		1,193 繰入金 795 諸収入 1,988		18 負担金、補助及び交付金	2,945	75 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費 2,945 増 負担金、補助及び交付金 (2,945 増) ・居宅介護福祉用具購入給付費 2,945 増
5 居宅介護住宅改修給付費	5,297 (28,152) (33,449)	1,059 国庫支出金 662 県支出金 1,721		2,146 繰入金 1,430 諸収入 3,576		18 負担金、補助及び交付金	5,297	75 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 5,297 増 負担金、補助及び交付金 (5,297 増) ・居宅介護住宅改修給付費 5,297 増

## (款) 2 保険給付費

## (項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
6 居宅介護サービス計画給付費	22,000 (393,960) (415,960)	4,400 国庫支出金 2,750 県支出金 7,150		8,910 繰入金 5,940 諸収入 14,850		18 負担金、補助及び交付金	22,000	75 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 負担金、補助及び交付金 ・居宅介護サービス計画給付費	22,000 増 (22,000 増) 22,000 増
項 計	241,242 (7,458,180) (7,699,422)	78,403		162,839					

## (款) 2 保険給付費

## (項) 2 介護予防サービス等諸費

3 介護予防福祉用具購入給付費	664 (2,304) (2,968)	133 国庫支出金 83 県支出金 216		269 繰入金 179 諸収入 448		18 負担金、補助及び交付金	664	75 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 負担金、補助及び交付金 ・介護予防福祉用具購入給付費	664 増 (664 増) 664 増
4 介護予防住宅改修給付費	1,770 (16,560) (18,330)	354 国庫支出金 221 県支出金 575		717 繰入金 478 諸収入 1,195		18 負担金、補助及び交付金	1,770	75 介護予防住宅改修給付費に要する経費 負担金、補助及び交付金	1,770 増 (1,770 増)



## (款) 3 地域支援事業費

## (項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 介護予防 ・生活支 援サービ ス事業費						18 負担金、 補助及び 交付金	6,050	委託料 (959 増) ・配食サービス委託料 959 増 負担金、補助及び交付金 (6,050 増) ・介護予防・生活支援サービス事業費 6,050 増
2 介護予防 ケアマネ ジメント 費	1,653 (22,347) (24,000)	331 国庫支出金 207 県支出金 538		669 繰入金 446 諸収入 1,115		18 負担金、 補助及び 交付金	1,653	75 介護予防ケアマネジメントに要する経費 1,653 増 負担金、補助及び交付金 (1,653 増) ・介護予防ケアマネジメント費 1,653 増
項 計	8,662 (197,591) (206,253)	2,675		5,987				

## (款) 3 地域支援事業費

## (項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

1 総務費	△6,900 (193,708) (186,808)	△2,657 国庫支出金 △1,328 県支出金 △3,985		△2,915 繰入金 △2,915				
						2 給料	△3,500	2 一般職人件費 6,900 減
						3 職員手当等	△2,400	
						4 共済費	△1,000	給料 (3,500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 3,500 減 職員手当等 (2,400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 400 減



(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 総務費							共済費 (1,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 減	
2 任意事業費	3,773	1,453		1,593				
	(30,631)	国庫支出金		繰入金				
	(34,404)	727						
		県支出金						
		1,052		769	18 負担金、補助及び交付金	1,952	82 家族介護支援に要する経費 1,821 増	
	1,052		769			(2) 紙おむつ支給に関する経費 1,821 増		
				19 扶助費	1,821	扶助費 (1,821 増) ・要介護高齢者紙おむつ支給 1,821 増		
	1,128		824			85 成年後見制度利用支援事業に要する経費 1,952 増		
						負担金、補助及び交付金 (1,952 増) ・成年後見制度利用支援事業後見人等報酬助成金 1,952 増		
項計	△3,127 (234,024) (230,897)	△1,805		△1,322				
款計	5,535 (445,305) (450,840)	870		4,665				

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	262,770 (9,031,243) (9,294,013)	80,543		182,227				

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(13) 13	28,453	51,900	52,589	132,942	23,573	156,515	
補 正 後	(13) 13	28,453	53,000	55,689	137,142	24,973	162,115	
比 較			1,100	3,100	4,200	1,400	5,600	

※ ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	500	1,100	1,600	1,100		8,500	700
	補 正 後	1,200	1,100	1,600	1,100		8,500	700
	比 較	700						
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	16,689	10,100	6,900	5,400			
	補 正 後	17,589	10,900	7,100	5,900			
比 較	900	800	200	500				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	13		51,900	47,900	99,800	18,100	117,900	
補 正 後	13		53,000	51,000	104,000	19,500	123,500	
比 較			1,100	3,100	4,200	1,400	5,600	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	500	1,100	1,600	1,100		8,500	700
	補 正 後	1,200	1,100	1,600	1,100		8,500	700
	比 較	700						
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	12,000	10,100	6,900	5,400			
	補 正 後	12,900	10,900	7,100	5,900			
	比 較	900	800	200	500			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(13)	28,453		4,689	33,142	5,473	38,615	
補 正 後	(13)	28,453		4,689	33,142	5,473	38,615	
比 較								

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	4,689						
	補 正 後	4,689						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考		
給 料	1,100	給与改定に伴う増減分	622			
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	478			
職員手当	3,100	制度改正に伴う増減分	扶養	千円 期末	386 千円	
			通勤	勤勉	365	
住居	退・手・負		84			
管理職	地域		68			
特勤	休日		1			
時間外	38 夜間					
児童						
		その他の増減分	2,158			
		扶養	700 千円 期末	514 千円		
		通勤	勤勉	435		
		住居	退・手・負	116		
		管理職	地域	432		
		特勤	休日	△ 1		
		時間外	△ 38 夜間			
		児童				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	消 防 職	技能労務職
補 正 前	平均給料月額(円)	306,054		
	平均給与月額(円)	399,615		
	平均年齢(歳)	42.4		
補 正 後	平均給料月額(円)	305,664		
	平均給与月額(円)	358,933		
	平均年齢(歳)	41.7		

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	消 防 職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度		
				行 政 職 (円)	公 安 職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	166,600			166,600		
大 学 卒	196,200			196,200		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	2. 2	2. 2	4. 4	有	
補 正 後	2. 2	2. 3	4. 5	有	
国 の 制 度	2. 2	2. 3	4. 5	有	



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 5年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料（令和5年度その3）	411			5- 8	411			411	
介護保険料収納業務取扱手数料	介護保険料収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額			5- 6	限度額に同じ			全額	
合 計	411				411			411	

## 議案第 6 5 号

### 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 4 8 年条例第 3 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 1 月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である第1子がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である第1子につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては,その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は,当該被保険者均等割額から,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,500円</u></p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である第1子がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である第1子につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては,その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は,当該被保険者均等割額から,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,100円</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,000円</u></p> <p>ウ及びエ (略)</p>

方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第

7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければな

第23条の2 (略)

らない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 この条例（第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第66号

令和5年度取手市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度取手市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273,637千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,270,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年12月12日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,403,627	198,756	8,602,383
	2 国庫補助金	2,707,403	198,756	2,906,159
19 繰入金		2,593,646	74,881	2,668,527
	2 基金繰入金	2,456,158	74,881	2,531,039
歳入合計		46,997,282	273,637	47,270,919

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,292,628	152,366	18,444,994
	2 児童福祉費	6,360,530	152,366	6,512,896
4 衛生費		2,577,320	50,628	2,627,948
	1 保健衛生費	1,702,008	50,628	1,752,636
7 土木費		4,968,558	13,530	4,982,088
	3 都市計画費	3,679,072	13,530	3,692,602
9 教育費		4,361,677	57,113	4,418,790
	2 小学校費	902,078	25,718	927,796
	3 中学校費	470,972	14,141	485,113
	6 保健体育費	596,601	17,254	613,855
歳出合計		46,997,282	273,637	47,270,919



## 第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	給食費負担軽減事業（民間保育施設等分）	27,415
		給食費負担軽減事業（公立保育所分）	7,420
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	省エネ家電買換え補助事業	50,628
9 教 育 費	2 小 学 校 費	給食費負担軽減事業（小学校分）	25,718
	3 中 学 校 費	給食費負担軽減事業（中学校分）	14,141
	6 保 健 体 育 費	給食費負担軽減事業（給食センター分）	17,254

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,403,627	198,756	8,602,383
19 繰入金	2,593,646	74,881	2,668,527
歳入合計	46,997,282	273,637	47,270,919

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	18,292,628	152,366	18,444,994	129,001			23,365
4 衛生費	2,577,320	50,628	2,627,948	31,680			18,948
7 土木費	4,968,558	13,530	4,982,088				13,530
9 教育費	4,361,677	57,113	4,418,790	38,075			19,038
歳出合計	46,997,282	273,637	47,270,919	198,756			74,881

2 歳 入  
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	1,662,577	198,756	1,861,333	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	198,756	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 198,756
計	2,707,403	198,756	2,906,159			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	895,741	74,881	970,622	1 財政調整基金繰入金	74,881	・財政調整基金繰入金 74,881 増
計	2,456,158	74,881	2,531,039			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他				一般財源
1 児童福祉 総務費	117,531 (673,943) (791,474)	105,777 国庫支出金			11,754			
		105,777			11,754	10 需用費	164	41 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費
						1 消耗品費	126	
		105,777			11,754	4 印刷製本費	38	(9) とりでっ子応援給付金給付事業に関する経費
						11 役員費	1,948	需用費 ( 164 )
						1 通信運搬費	1,068	消耗品費 126
						4 手数料	880	印刷製本費 38
						12 委託料	419	役員費 ( 1,948 )
						18 負担金、補助及び交付金	115,000	通信運搬費 1,068
								手数料 880
							委託料 ( 419 )	
							・通知封入封かん業務委託料 257	
							・給付金システム処理業務委託料 162	
							負担金、補助及び交付金 ( 115,000 )	
							・とりでっ子応援給付金 115,000	
3 児童 入所費	27,415 (2,604,819) (2,632,234)	18,277 国庫支出金			9,138			
		18,277			9,138	18 負担金、補助及び交付金	27,415	22 民間保育園運営に要する経費
		18,277			9,138			(3) 民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費
							負担金、補助及び交付金 ( 27,415 増)	
							・民間保育園等食材料費補助金 27,415 増	

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
4 保育所費	7,420 (1,192,000) (1,199,420)	4,947 国庫支出金 4,947			2,473			
						10 需用費	7,420	20 保育所の管理運営に要する経費 7,420 増
		4,947			2,473	7 賄材料費	7,420	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 7,420 増
								需用費 (7,420 増) 賄材料費 7,420 増
項計	152,366 (6,360,530) (6,512,896)	129,001			23,365			
款計	152,366 (18,292,628) (18,444,994)	129,001			23,365			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

6 環境衛生費	50,628 (128,646) (179,274)	31,680 国庫支出金 31,680			18,948			
						3 職員手当等	360	38 地球温暖化対策の推進に要する経費 50,628 増
						10 需用費	100	
		31,680			18,948	1 消耗品費	100	(2) 省エネ家電買換え補助事業に関する経費 50,628 増
						11 役務費	168	職員手当等 (360 増)
						1 通信運搬費	168	時間外勤務手当 360 増
								需用費 (100 増)
								消耗品費 100 増
								役務費 (168 増)

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 環境衛生費					18 負担金、補助及び交付金	50,000	通信運搬費 168 増 負担金、補助及び交付金 ( 50,000 増) ・省エネ家電買換え補助金 50,000 増	
項計	50,628 ( 1,702,008) ( 1,752,636)	31,680			18,948			
款計	50,628 ( 2,577,320) ( 2,627,948)	31,680			18,948			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

8 西口都市整備事業費	13,530 ( 676,739) ( 690,269)				13,530			
					13,530	27 繰出金	13,530	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 13,530 増
								繰出金 ( 13,530 増) ・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 13,530 増
項計	13,530 ( 3,679,072) ( 3,692,602)				13,530			
款計	13,530 ( 4,968,558) ( 4,982,088)				13,530			

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
4 学 校 給 食 費	25,718 (380,932) (406,650)	17,145 国庫支出金 17,145			8,573				
						10 需 用 費	25,718	20 給食運営に要する経費	25,718 増
		17,145			8,573	7 賄 材 料 費	25,718	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費	25,718 増
								需用費 (25,718 増)	
								賄材料費	25,718 増
項 計	25,718 (902,078) (927,796)	17,145			8,573				

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

4 学 校 給 食 費	14,141 (193,932) (208,073)	9,427 国庫支出金 9,427			4,714				
						10 需 用 費	14,141	20 給食運営に要する経費	14,141 増
		9,427			4,714	7 賄 材 料 費	14,141	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費	14,141 増
								需用費 (14,141 増)	
								賄材料費	14,141 増
項 計	14,141 (470,972) (485,113)	9,427			4,714				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 学校給食センター費	17,254 (266,727) (283,981)	11,503 国庫支出金 11,503			5,751			
						10 需用費	17,254	20 給食センター運営に要する経費 17,254 増
		11,503			5,751	7 賄材料費	17,254	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 17,254 増
								需用費 (17,254 増) 賄材料費 17,254 増
項計	17,254 (596,601) (613,855)	11,503			5,751			
款計	57,113 (4,361,677) (4,418,790)	38,075			19,038			
歳出合計	273,637 (46,997,282) (47,270,919)	198,756			74,881			



給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(896) 738	962,269	2,903,857	2,742,759	6,608,885	1,138,426	7,747,311	
補 正 後	(896) 738	962,269	2,903,857	2,743,119	6,609,245	1,138,426	7,747,671	
比 較				360	360		360	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	228,001	40,000
	補 正 後	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	228,361	40,000
	比 較						360	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	751,440	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	751,440	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,903,857	2,678,085	5,581,942	1,042,860	6,624,802	
補 正 後	(92) 738		2,903,857	2,678,445	5,582,302	1,042,860	6,625,162	
比 較				360	360		360	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	228,001	40,000
	補 正 後	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	228,361	40,000
	比 較						360	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	686,766	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	686,766	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(804)	962,269		64,674	1,026,943	95,566	1,122,509	
補 正 後	(804)	962,269		64,674	1,026,943	95,566	1,122,509	
比 較								

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	64,674						
	補 正 後	64,674						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	360	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	360	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円

議案第67号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,536,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月12日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		382,030	9,059	391,089
	1 国庫補助金	382,030	9,059	391,089
4 繰入金		676,739	13,530	690,269
	1 他会計繰入金	676,739	13,530	690,269
7 市債		304,800	88,900	393,700
	1 市債	304,800	88,900	393,700
歳入合計		1,425,325	111,489	1,536,814

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		1,007,232	111,489	1,118,721
	3 事業費	886,547	111,489	998,036
歳出合計		1,425,325	111,489	1,536,814

## 第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
取 区 手 画 駅 整 北 理 土 事 地 業	266,400	普通貸借  又 は  証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内  政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	355,300	普通貸借  又 は  証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内  政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	382,030	9,059	391,089
4 繰入金	676,739	13,530	690,269
7 市債	304,800	88,900	393,700
歳入合計	1,425,325	111,489	1,536,814

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1,007,232	111,489	1,118,721	9,059	88,900	13,530	
歳出合計	1,425,325	111,489	1,536,814	9,059	88,900	13,530	



2 歳 入  
 (款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国 庫 補 助 金	382,030	9,059	391,089	1 土 地 区 画 整 理 事 業 補 助 金	9,299	・ 防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） 9,299 増
				3 地 籍 整 備 推 進 調 査 費 補 助 金	△240	・ 地籍整備推進調査費補助金 240 減
計	382,030	9,059	391,089			

(款) 4 繰入金 (項) 1 他会計繰入金

1 一 般 会 計 繰 入 金	676,739	13,530	690,269	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,530	・ 一般会計繰入金 13,530 増
計	676,739	13,530	690,269			

(款) 7 市債 (項) 1 市債

1 土 木 債	304,800	88,900	393,700	1 都 市 計 画 事 業 債	88,900	・ 取手駅北土地区画整理事業債 88,900 増
計	304,800	88,900	393,700			

3 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 3 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 事業費	111,489 (886,547) (998,036)	9,059 国庫支出金	88,900	13,530 繰入金				
		9,059	88,900	13,530	14 工事請負費	111,489	75 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 111,489 増	
							工事請負費 (111,489 増) ・ A 街区造成工事 50,000 減 ・ 駅前交通広場整備工事 220,984 増 ・ 西部地区造成工事 9,495 減 ・ 都市計画道路 3・5・39 号道路擁壁工事 50,000 減	
項 計	111,489 (886,547) (998,036)	9,059	88,900	13,530				
款 計	111,489 (1,007,232) (1,118,721)	9,059	88,900	13,530				
歳出合計	111,489 (1,425,325) (1,536,814)	9,059	88,900	13,530				

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
取手駅北土地区画整理事業債	2,845,481	3,284,548	525,000	178,878	3,630,670
取手駅北市街地再開発事業債			38,400		38,400
地方特定道路整備事業債	435,948	371,106		65,950	305,156
地方道路整備事業債	47,612	43,181		4,468	38,713
街路整備事業債	8,213	7,433		780	6,653
地域再生事業債	530				
合併特例債	1,828,818	1,718,050		109,867	1,608,183
行政改革等推進債(地域再生分)	2,334	1,380		894	486
減収補てん債	129,200	120,331		8,650	111,681
まちづくり総合支援事業債	45,182	26,990		13,566	13,424
合 計	5,343,318	5,573,019	563,400	383,053	5,753,366

同意案第4号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

取手市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名 永井 匡

生年月日 昭和49年12月10日

住所 稲敷郡阿見町大字若栗1932番地2

令和5年11月29日提出

取手市長 中村 修

## 経 歴 書 ( 抜 粋 )

氏 名 永 井 匡 (ながい ただし)  
生年月日 昭和49年12月10日 (48歳)  
住 所 稲敷郡阿見町大字若栗1932番地2

### 学 歴

平成10年 3月 早稲田大学法学部卒業

### 職 歴

平成18年 7月 株式会社宮崎補償鑑定入社  
平成20年10月 株式会社新宿不動産鑑定入社  
平成22年 8月 株式会社宮崎補償鑑定入社  
平成26年 3月 不動産鑑定士登録  
令和 4年 2月 永井不動産鑑定開業 現在に至る  
令和 4年 5月 行政書士登録  
令和 4年 5月 行政書士永井事務所開業 現在に至る